

外務省 令和6年9月

## 条約の概要

- 正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(CEDAW: Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)。1979年採択、1981年発効。締約国は189か国(日本は1980年署名、1985年批准。)
- 本条約は、①男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、②「女子に対する差別」を定義し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを締約国に求めている。
- 条約に定められている権利の侵害を個人等が女子差別撤廃委員会に通報し、この通報を委員会が検討の上、委員会としての見解を締約国に通知する制度、いわゆる「個人通報制度」を定めた「選択議定書」が存在するが、日本は締結していない。

## 女子差別撤廃委員会

- 条約第17条に基づき設置。締約国により選出された23名の個人資格の専門家委員で構成。委員の任期は4年で、2年ごとに半数(11名ないし12名)を改選(次期選挙は2024年6月に予定)。日本は1987年から継続的に委員を輩出。
- 主な機能は、①年3回の会合(2、7、10月頃)での締約国が提出する報告の検討、②委員会の活動の国連総会への報告、③締約国から得た情報及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告。
- 我が国選出の秋月弘子亜細亜大学教授の任期は2019年1月～2026年12月(2022年選挙で再選)。

## 女子差別撤廃委員会(CEDAW)による対日審査

- 2020年3月、女子差別撤廃委員会から第9回政府報告のための事前質問票(LOI: List of Issues)が公表されたことを受け、我が国は2021年9月に同LOIに対する書面回答を提出。
- 日本の書面回答に基づき、2024年第3会期(10月17日)に対日審査を実施の上、最終見解が発出される予定。